

損害賠償請求事件に係る和解について

1 主旨

本件は、令和3年6月4日開催の教育委員会において、学校活動を原因と主張する事故に関する損害賠償請求を受け、相手方の請求の内容を十分精査し、適切に対応していく旨の報告をしていた事案である。この度本件について裁判所からの和解勧告があり、和解を進めるため、地方自治法第180条の規定に基づき、専決処分を行ったので報告する。

2 事件の概要等

平成30年8月に区立中学校の当時2年生の生徒が腰椎分離症の診断を受ける事故が発生し、学校の部活動(バドミントン部)の練習が原因であり、学校に安全配慮義務違反があるとして、令和3年5月に区は損害金2249万円余を支払うよう訴訟を提起されていた。これまで相手方と区は裁判を通して主に学校の安全配慮義務違反について裁判の中で主張してきた。

この度、裁判手続きが進行する中で裁判所より和解勧告が出されたことから、区として慎重に検討した結果、早期解決を図るため、和解に応じることとする。

3 合意内容(要旨)

世田谷区は、相手方に対し、本件解決金として40万円を支払う。相手方は、本件に関し、区及びその指導者に対し、民事上、刑事上及び行政上等の一切の責任追及を行わないものとする。相手方及び区は、相手方と区との間には、本件和解条項に定めるもののほか何らの債権債務がないことを相互に確認する。

4 解決金

400,000円

なお、本件解決金については、「特別区自治体総合賠償責任保険」により、全額補てんされる。

5 専決処分日

令和4年6月27日